

# 銚田市学校跡地利活用事業提案型一般公募 概要版

## 1 趣旨

今回の事業者提案型一般公募は、利活用計画に基づき、市の政策課題の解決や新たな行政需要への対応など、地域活性化につながる事業提案を民間事業者等から幅広く募集し優先事業者を選定するものです。

## 2 公募条件の基本事項

ア 地域振興や雇用促進等、地域活性化に資する提案とします。

イ 事業は、施設を整備・維持管理し、事業を運営する提案とし、実現性及び継続性のあるものとします。

ウ 現状有姿での譲渡とします。

エ 土地及び建物については、一体的に利活用することを原則とします。

オ 応募する際は、現地を確認し、老朽化の度合いや周辺環境を把握したうえで提案ください。

カ 施設を事業者自ら取壊し、又は増改築して利活用する提案も可能とします。

キ 災害時に避難場所とすることについて、市と協議するものとします。

ク 当該物件の優先事業者は、仮契約(又は契約)締結までの間に地域住民を対象とした事業内容等の説明会を開催し、地域住民の意見、要望等は事業計画に反映させるよう努めてください。説明会の開催日時及び場所は、市と協議を行うこととします。

ケ 地域住民との交流や連携を大切にし、良好な信頼関係の形成や周辺にあたる影響(住宅地等への圧迫感・プライバシー・日照・騒音等)に配慮した提案とします。

コ 建築基準法や消防法等の関連する法令、条例等を遵守するものとし、改修及び運営等のために必要な各種法令等に基づく届出は、事業者が行うものとします。

サ 契約の締結は、銚田市が定める所定の様式により行うものとします。

シ 契約締結日より1年以内に事業着手、3年以内に事業開始、5年以上提案した事業継続する見込みであることとします。

ス 公募はできる施設は、原則1施設とします。

## 2 一般公募を行う学校跡地施設概要及び予定価格※

※建物価格及び合計価格には、消費税及び地方消費税相当額を含みます。

### (1) 旧大和田小学校

施設名	面積	建築年月	構造等	予定価格
土地	9,159 m <sup>2</sup>	-	建付地	9,890,000 円
建物(体育館)	881 m <sup>2</sup>	平成5年3月	RC 2F	5,500,000 円
合計価格	-	-	-	15,390,000 円

## (2) 旧青柳小学校

施設名	面積	建築年月	構造等	予定価格
土地	13,811 m <sup>2</sup>	-	建付地	10,500,000 円
建物(校舎ほか)※	1,284 m <sup>2</sup>	昭和 45 年 1 月	RC 2F	15,550,000 円
合計価格	-	-	-	26,050,000 円

※ 建物には、校舎のほか別校舎、体育館、屋外便所、倉庫、プール及び体育器具庫が含まれます。

## (3) 旧当間小学校

施設名	面積	建築年月	構造等	予定価格
土地	11,304 m <sup>2</sup>	-	建付地	13,700,000 円
建物(校舎ほか)※	1,657 m <sup>2</sup>	昭和 52 年 2 月	RC 2F	10,420,000 円
合計価格	-	-	-	24,120,000 円

※ 建物には、校舎のほか体育館、資料室、屋外便所、プール及び体育器具庫が含まれます。

## (4) 旧野友小学校

施設名	面積	建築年月	構造等	予定価格
土地(山林含む)	24,776 m <sup>2</sup>	-	建付地	15,820,000 円
建物(校舎ほか)※	1,237 m <sup>2</sup>	昭和 46 年 2 月	RC 2F	7,190,000 円
合計価格	-	-	-	23,010,000 円

※ 建物には、校舎のほか体育館、特別教室棟、四阿、プール及び体育器具庫が含まれます。

## 3 応募資格

銚田市学校跡地利活用事業提案型一般公募要項（令和 4 年度第 3 回）の 6 頁から 7 頁に掲げる条件を全て満たす法人とします。

詳細は、公募要項をご確認ください。

## 4 応募スケジュール

日 程	内 容
令和 4 年 11 月 18 日～12 月 12 日	一般公募期間（書類提出期間）
令和 4 年 11 月 18 日～12 月 5 日	一般公募要項の配布
令和 4 年 11 月 18 日～12 月 5 日	質問受付期間
令和 4 年 11 月 28、29 日	現地見学会
令和 4 年 12 月中旬～12 月下旬	資格審査結果及びヒアリング審査実施日通知
令和 4 年 12 月下旬	ヒアリング審査の実施
令和 4 年 12 月下旬	優先事業者決定
令和 5 年 1 月上旬	基本協定の締結

○詳細は、銚田市学校跡地利活用事業提案型一般公募要項（令和 4 年度第 3 回）をご確認ください。